

浜松市入札監視委員会要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、浜松市入札監視委員会条例(平成20年浜松市条例第32号。以下「条例」という。)第6条の規定に基づき浜松市入札監視委員会(以下「委員会」という。)の運営に関し必要な事項を定める。

(委員の再任及び氏名等の公表)

第2条 市長が委嘱した委員については、次の各号に定めるものとする。

- (1) 委員の再任は、2期6年までとする。
- (2) 委員の氏名及び職業は、公表するものとする。

(会議の開催)

第3条 委員会は、定例会議を開催するほか、必要に応じて委員長が召集する。

- 2 委員長は、条例第2条第1項2号に掲げる事務に関し、入札、契約及び工事成績評定についての再苦情の申し立てがあったとき又は特定調達契約についての苦情若しくは再苦情の申し立てがあったときは、却下すべき場合を除き、苦情処理会議を開催し、審議を行う。
- 3 委員会は、非公開とし、委員会の議事概要は、これを公表する。
- 4 緊急やむを得ない事情があり、第1項及び第2項の会議が開催できない場合には、同項の規定にかかわらず、委員長は、書類の回議をもって会議に替えることを決することができる。

(定例会議)

第4条 定例会議では、次の各号に掲げる事務を行うものとする。

- (1) 市が発注した工事等に関し、入札及び契約手続きの運用状況等についての報告を受けること。
- (2) 市が発注した工事等のうち委員会が抽出したのものに関し、一般競争入札参加資格の設定の理由及び経緯等、指名競争入札に係る指名の理由及び経緯等、随意契約に係る指名の理由及び経緯等についての審議を行い、意見の具申又は勧告を行うこと。
- (3) その他委員会が必要と認めるもの。

(事案の抽出)

第5条 前条第1項2号の抽出に関する事務は、入札・契約方式別に、無作為の方法によって行う。

- 2 委員長は前項の抽出に関する事務を、あらかじめ指定した委員(以下「当番委員」という。)に委任することができる。
- 3 当番委員は、定例会議において、自らの行った抽出結果の報告を行わなければならない。

(意見の具申又は勧告)

第6条 委員長は、第4条第1項1号又は2号の事務に関し、報告の内容又は審議した対象工事に係る理由及び経緯等に不適切な点又は改善すべき点があると認めるときは、必要な範囲で、市長に対して意見の具申又は勧告を行うことができる。

- 2 委員長は、前項の意見の具申又は勧告を行った場合には、これを公表する。

(苦情処理会議)

第7条 苦情処理会議では次に掲げる事務を行う。

- (1) 市が行った入札及び契約手続きに関する再苦情処理を行うこと。
 - (2) 工事成績評定に関する再苦情処理を行うこと。
 - (3) 特定調達契約に関する苦情又は再苦情処理を行うこと。
- 2 委員長は、苦情処理会議の審議を終えたときは、意見書を作成し、その結果を市長に報告するとともに、これを公表する。

3 前項の報告は、苦情又は再苦情の申立てがあった日から概ね 50 日以内に行わなければならない。

(委員会の庶務)

第 8 条 委員会の庶務は、調達課が行う。

(会議録)

第 9 条 委員会の会議録の作成及び公開については、浜松市附属機関等の会議録の作成及び公開に関する要綱(平成 14 年 4 月 1 日施行)に定めるところにより行う。

2 作成した会議録については、浜松市情報公開条例(平成 13 年 4 月 1 日施行)第 7 条第 6 項に基づき非公開とする。

附 則

1 この要綱は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

2 浜松市入札監視委員会要綱(平成 14 年 4 月 1 日)は、廃止する。

附 則

1 この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。